

福岡県公報

令和 6 年 5 月 17 日
第 496 号

目 次

告 示 (第297号 - 第308号)

| | | |
|--------------------------------|------------|---|
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (農山漁村振興課) | 1 |
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (農山漁村振興課) | 2 |
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (農山漁村振興課) | 2 |
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (農山漁村振興課) | 2 |
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (農山漁村振興課) | 3 |
| ○保安林の所在場所等 | (農山漁村振興課) | 3 |
| ○保安林の所在場所等 | (農山漁村振興課) | 3 |
| ○保安林の所在場所等 | (農山漁村振興課) | 4 |
| ○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 | (会計管理局会計課) | 4 |
| ○自動車税の収納事務の委託 | (税 務 課) | 4 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 5 |
| ○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 | (農山漁村振興課) | 5 |
| 公 告 | | |
| ○土地区画整理事業の換地処分の完了届出 | (都市計画課) | 5 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (中小企業振興課) | 6 |
| ○都市計画の図書の写しの縦覧 | (都市計画課) | 6 |
| ○県営土地改良事業計画の決定 | (農村森林整備課) | 6 |
| ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 | (廃棄物対策課) | 6 |
| ○土地改良区の役員の就任 | (農村森林整備課) | 7 |

| | | |
|----------------|------------|---|
| ○土地改良区の役員の就任 | (農村森林整備課) | 7 |
| ○落札者等の公示 | (教育庁高校教育課) | 7 |
| ○落札者等の公示 | (教育庁高校教育課) | 8 |
| ○落札者等の公示 | (教育庁高校教育課) | 8 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 8 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 9 |

正 誤

| | |
|--|---|
| ○土地改良区の役員の就任及び退任 (令和 6 年 4 月福岡県公告) 中正誤 | 9 |
|--|---|

告 示

福岡県告示第297号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉郡東峰村大字福井字山ノ神2740
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字山ノ神2740 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第298号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年5月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
朝倉市杷木白木字山口682、683、701、704の2・705の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字山口704の2、705の1、682・683・701（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第299号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年5月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
朝倉郡東峰村大字小石原鼓字桑鶴3545の1、3554
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字桑鶴3545の1・3554（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第300号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年5月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
八女市黒木町北木屋字馬渡2435の5、字長葉山2568の13、字古田2608の25、2608の36、字二瀬川2610の2、字飛松2712
- 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第301号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年5月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市檜原字上法寺187、188、190

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上法寺187・190（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第302号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和6年5月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川喜多良字荒谷791

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第303号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示

する。

令和6年5月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林の所在場所
築上郡築上町大字寒田325の1
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第304号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和6年5月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林の所在場所
築上郡築上町大字山本8、9
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第305号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和6年5月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 新旧事項 | 売りさばき人証番号 | 売りさばき人の住所及び氏名 | 売りさばき所 | 変更年月日 |
|------|-----------|--|----------------------------------|--------------|
| 新事項 | 84 | 飯塚市新立岩8番1号 福岡県飯塚県土整備事務所建築指導課内 飯塚建築士会 会長 小路 芳晴 | 飯塚市新立岩8番1号 福岡県飯塚県土整備事務所建築指導課内 | 令和6年 4月1日 |
| 旧事項 | 84 | 飯塚市新立岩8番1号 福岡県飯塚県土整備事務所建築指導課内 飯塚建築士会 会長 清水 修治 | 飯塚市新立岩8番1号 福岡県飯塚県土整備事務所建築指導課内 | |

福岡県告示第306号

自動車税種別割（旧自動車税を含む。以下同じ。）の収納事務について、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので、同条第6項で準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

令和6年5月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 委託する税目
福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第3条第1項第8号に規定する自動車税の種別割
- 2 委託の相手方
(1) 名称
福岡県自動車販売店協会
(2) 住所
福岡市東区千早三丁目9番23号
- 3 委託の内容
次の業務場所における自動車税種別割の収納事務
(1) 福岡市東区千早三丁目10番40号 陸運会館千早会館
(2) 北九州市小倉南区沼南町三丁目20番1号 福岡交通会館北九州新館
(3) 飯塚市仁保23番44号 筑豊交通会館
(4) 久留米市上津町中尾山2203番の301 久留米陸運会館
- 4 委託した日
令和6年4月1日
- 5 委託期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

福岡県告示第307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年5月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年5月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|--------|-----------------------------------|
| 南筑後 | 久留米柳川線 | 柳川市矢加部520番4先から 柳川市矢加部631番17先まで |

福岡県告示第308号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和6年5月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
築上郡築上町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

福岡広域都市計画事業筑紫駅西口土地区画整理事業の施行者である筑紫野市から、換

地処分を完了した旨の届出が令和6年4月5日付けであったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により公告する。

令和6年5月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年5月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 MEGAドン・キホーテ那珂川店
- (2) 所在地 那珂川市片縄四丁目31番外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

・意見なし

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により篠栗町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年5月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の変更（令和6年4月30日篠栗町告示第41号）

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事

業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和6年5月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 縦覧に供する書類 | 縦覧期間 | 縦覧場所 |
|---------------------------------|----------------------------|---------------------------|
| 県営下田芦塚地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し | 令和6年5月17日から 令和6年6月14日まで | 久留米市役所 15階 農政部 農村森林整備課 |

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和6年5月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

- (1) 名称
株式会社勝心
- (2) 所在地
福岡市南区玉川町6番20号
- (3) 代表者
代表取締役 中野 勝弘

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和6年4月15日

4 処分の理由

事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニに該当

する者に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニに該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

公告

安武地区土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和6年5月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 就任理事

| 氏名 | 住所 |
|--------|-------------------|
| 長竹 博吉 | 築上郡築上町大字安武504番地 |
| 出口 貞味 | 築上郡築上町大字安武515番地 1 |
| 神崎 恭次 | 築上郡築上町大字安武456番地 |
| 秋満 英之 | 築上郡築上町大字安武673番地 2 |
| 繁永 秀信 | 築上郡築上町大字安武1206番地 |
| 有元 三十四 | 築上郡築上町大字安武287番地 |
| 上田 義人 | 築上郡築上町大字安武579番地 1 |

2 就任監事

| 氏名 | 住所 |
|-------|-------------------|
| 岩谷 淳一 | 築上郡築上町大字安武272番地 1 |
| 宮尾 好雄 | 築上郡築上町大字安武490番地 |
| 有元 年春 | 築上郡築上町大字安武359番地 1 |

公告

行橋市御清水池土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和6年5月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 氏名 | 住所 |
|--------|-------------------|
| 平塚 省吾 | 行橋市吉国508番地 2 |
| 野田 誠一郎 | 行橋市福丸900番地 1 |
| 麦田 秀邦 | 京都郡苅田町上片島1923番地 1 |

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

令和6年5月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 契約に係る特定役務の名称及び数量
県立学校ICT支援員派遣等業務委託（北九州）一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県教育庁教育振興部高校教育課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 契約の相手方を決定した日
令和6年3月28日
- 契約の相手方の氏名及び住所
 - 氏名
富士電機ITソリューション株式会社 福岡支店
 - 住所
福岡市博多区店屋町5番18号
- 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
68,197,140円
- 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第13条1(c)に該当

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

令和6年5月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量
県立学校ICT支援員派遣等業務委託（福岡）一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県教育庁教育振興部高校教育課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和6年3月28日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
富士電機ITソリューション株式会社 福岡支店
 - (2) 住所
福岡市博多区店屋町5番18号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
52,735,760円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第13条1(c)に該当

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

令和6年5月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量
県立学校ICT支援員派遣等業務委託（筑後）一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県教育庁教育振興部高校教育課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和6年3月28日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
富士電機ITソリューション株式会社 福岡支店
 - (2) 住所
福岡市博多区店屋町5番18号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
41,147,150円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第13条1(c)に該当

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年5月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
 (第二工区) 八女市室岡字二反田219番 8 及び219番10から219番18まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 北九州市小倉北区明和町 9 番 1 号
 株式会社海王
 代表取締役 竹下 晃平

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 6 年 5 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
 飯塚市柏の森字山内 1 番48及び 1 番49、2007番 2、2007番 4 及び2007番 5 並びに鯉田字本坂 1 番22から 1 番25まで並びに2811番 2、2811番 4 及び2811番 5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 飯塚市芳雄町 7 番18号
 株式会社麻生
 代表取締役 麻生 巖

正 誤

| 発行 年月日 | 公報 番号 | 種 類 | 同 上 番 号 | ページ | 欄 | | 行 | 備 考 | 正 | 誤 |
|-----------|----------|-----|------------|-----|---|---|----|-----|------------|------------|
| | | | | | 上 | 下 | | | | |
| 6. 4. 23 | 490 | 公 告 | | 8 | | ○ | 表中 | | ○ 芦刈 朝美 | ● 芦刈 朝美 |